

6 障害福祉サービス

6 障害福祉サービス

障害福祉サービスの種類・内容(一覧)

障害者(児)が日常生活等を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づき、「障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付)」、「地域生活支援事業」を次のとおり支給します。

なお、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲が障害者総合支援法上に規定されました。対象となる難病患者等の方々は、必要な手続きを行った上で、市区町村で認められた障害福祉サービス等を利用できるようになります。

また、介護保険制度対象者については、介護保険制度のサービスと障害福祉サービスで共通する在宅サービス(ホームヘルプサービス等)は、原則として介護保険制度のサービスを利用していただきます。介護保険制度にない障害福祉サービスについては、障害福祉制度によるサービスが利用できます。

(1)介護給付

障害程度が一定以上の人に、生活上または療養上の介護を行います。

サービスの名称	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅における入浴・排泄・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事を行います。
重度訪問介護	自宅における入浴・排泄・食事等の身体介護、家事、外出時における移動中の介護まで総合的なサービスを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に困難を有する障害者等につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護を行います。
行動援護	知的障害または精神障害により行動上困難を有する障害者に、外出時や外出の前後に行動面での危険を回避するために必要な支援を行います。
重度障害者等包括支援	居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などで一時的に介護できない場合、短期間、施設での宿泊により、入浴や排泄、食事などの介護等を行います。 (知的障害の人が集団生活に慣れるための利用も可能です。)
療養介護	主として昼間、指定の病院において機能訓練、療養上の管理、看護、介護などのサービスを提供します。また、療養介護のうち医療にかかるものを療養介護医療として提供します。
生活介護	主として昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的な活動または生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。

6 障害福祉サービス

(2) 訓練等給付

障害程度に関わらず、一定期間、身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

サービスの名称	サービスの内容
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	日常生活や社会生活の促進を目的として、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労に必要な知識・能力の向上のために、一定期間、職場実習などの訓練を行います。
就労継続支援 (A型、B型)	施設において、就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した方に、定期的な訪問で生活上の必要なことについて助言します。また、相談等に応じます。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の住居において、生活上の相談や助言などを行います。

(3) 地域相談支援給付

入所・入院中の障害者が退所・退院するための支援や地域で居宅において単身等で生活する人に対する常時の連絡体制の確保や緊急時の支援などを行います。

サービスの名称	サービスの内容
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

6 障害福祉サービス

(4) 地域生活支援事業

市が独自の基準を設け、地域の実情に応じてさまざまな事業を行います

サービスの名称	サービスの内容
移動支援事業	生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動の介助を行います。
地域活動支援センター	施設での機能訓練、創作活動、障害者同志の交流などの機会の提供、地域社会との交流事業などを行います。
日中一時支援	日中における活動の場を提供し、見守り、社会生活への適応訓練などを行います。

地域生活支援事業の利用手続き

障害福祉課への申請が必要です。市は、障害の状態や生活の状況などを聞き取ったうえで支給決定し「地域生活支援事業受給者証」を交付します。

児童福祉法による障害児通所支援の種類・内容(一覧)

障害児を対象とした施設・事業については、児童福祉法に根拠規定が一本化されました。

また、18歳以上の障害児施設入所者について、障害者総合支援法の障害者施策により対応することになりました。

18歳未満 【児童福祉法】

○障害児通所支援の実施主体・・・市町村

○障害児入所支援の実施主体・・・都道府県

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容
障害児通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。 (条件によっては居宅訪問型もあり)
	医療型児童発達支援	児童発達支援および治療を行う。
	放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
	保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

6 障害福祉サービス

障害者総合支援法における利用者負担と負担軽減措置

(1) 負担額

利用者負担は、サービス量と所得に着目した負担の仕組み(1割の定率負担と所得に応じた月額負担上限額)となっています。

施設を利用する場合、その食費や光熱水費の一部は、別途負担となります。

※軽減措置

施設入所者やグループホーム、ケアホームの利用者には収入や資産に応じた軽減措置や、食費、光熱費において所得に応じた軽減措置があります。

(2) 負担上限月額 下表のとおり、収入に応じて1か月当たりの負担上限額があります。

所得区分		負担上限月額
一般2	市民税課税世帯(一般1に該当するものを除く)	37,200円
一般1	20歳以上の施設等入所者を除く、 市民税課税世帯 (所得割16万円(障害児(注)にあっては 28万円)未満の者に限る)	【施設等入所者以外】 障害者 9,300円 障害児 4,600円 【20歳未満の施設等入所者】 9,300円
低所得2	市民税非課税世帯(低所得1に該当するものを除く)	0円
低所得1	市民税非課税世帯のうち、本人の年収80万円以下	
生活保護	生活保護受給世帯	

(注)「障害児」は、20歳未満の施設等入所者を含み、加齢児を除きます。

なお、20歳以上の施設等入所者が「一般1」の所得区分に該当することはありません。

(3) 所得を判断する際の世帯の範囲

種別	世帯の範囲
障害児(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のあるかたとその配偶者

(4) 地域生活支援事業(サービス)の利用者負担額の負担軽減

市民税課税世帯は基準額の10%、市民税非課税世帯と生活保護世帯は0%。

6 障害福祉サービス

計画相談支援・障害児相談支援

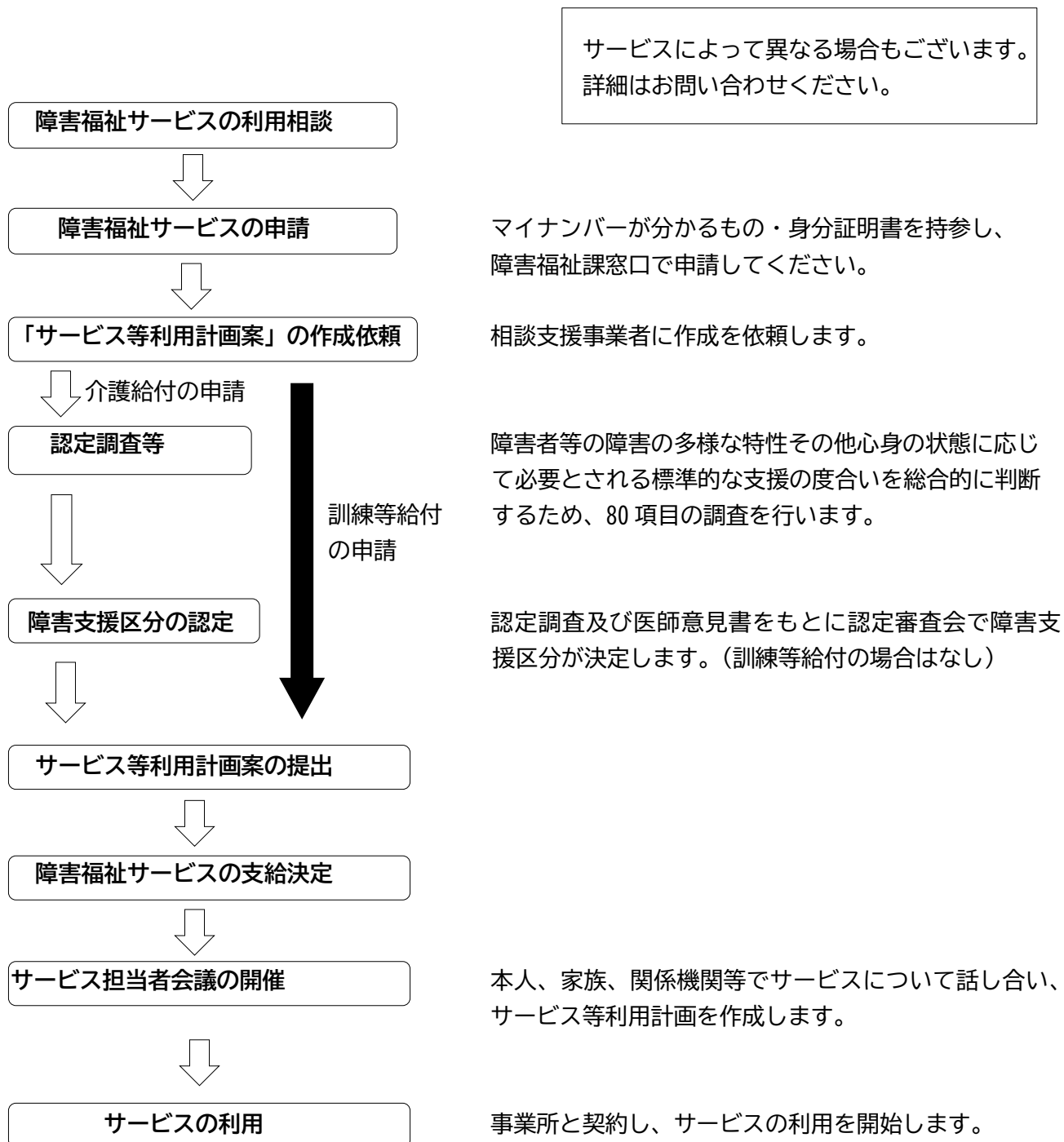
給付等の種類・内容(一覧)

給付の種類	サービスの名称	サービスの内容	対象者
計画相談 支援給付	サービス利用支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成。支給決定後に、サービス事業所との連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成。	障害福祉サービス等の申請を行う障害者、または障害児の保護者
	継続サービス 利用支援	支給決定されたサービス等の利用状況のモニタリングを行い、サービス事業所等との連絡調整等を行う。	サービス等利用計画を作成した障害者、または障害児の保護者
障害児相談 支援給付	障害児支援 利用援助	通所給付の申請に係る支給決定前に、障害児支援計画案を作成。支給決定後に、サービス事業所との連絡調整等を行い、障害児支援計画を作成。	通所給付の申請を行う障害児の保護者
	継続障害児 支援利用援助	支給決定された通所給付の利用状況のモニタリングを行い、サービス事業所等との連絡調整等を行う。	障害児支援計画を作成した障害児の保護者

6 障害福祉サービス

利用の手続き

障害福祉サービスの利用手続き



（注） 同行援護申請の場合は、同行援護アセスメント調査票による調査が必要となります。